

**一般事業主行動計画**  
(改正次世代育成支援対策推進法行動計画)

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるように次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 すでにある育児休業・介護休業に関する諸制度や諸規程を、規程配布やメール等を活用して管理職や従業員に周知し諸制度の浸透を図る。

〈対策〉

- 2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間  
各年度の4月に、すでにある育児休業・介護休業に関する諸制度や諸規程を規程配布やメール等を活用して管理職や従業員に周知し諸制度の浸透を図る。

目標2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に定められている勤務時間短縮等について、管理職や従業員に制度の周知を図る。

〈対策〉

- 2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間  
各年度の4月に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に定められている勤務時間短縮等について、規程配布やメール等を活用して管理職や従業員に制度の周知を図る。